

アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究

平成 19 年 3 月

日本貿易振興機構アジア経済研究所

※ 本書の内容および見解は、各執筆者個人のものであって、金融庁の公式見解を示すものではない。

はしがき

本研究は、アジアにおける効率的な金融セクターの構築のため、各国の規制緩和や競争促進的な政策について、その方向性、現状および法制度について調査し、ならびにわが国や先進国における同政策の進展を踏まえながら、アジア各国の今後の課題を抽出することを目的とするものである。

昨今、欧米やわが国においても金融セクターの規制が市場原理と矛盾するものではないという考え方が浸透し、規制緩和が進みつつある。金融セクターにおける競争法の適用や競争促進的な金融規制の設計に議論の焦点が移りつつある。本研究は、このような展開を念頭に、欧米やわが国ほどには金融業が成熟していないアジア諸国において、金融制度がどの程度市場原理を取り入れたものとなっているか、現状の把握を試みたはじめての取り組みである。各国の現状を踏まえた論点は、金融制度と市場原理の理論的な関係についての再検討に資するとともに、今後の研究の進展の材料を提供するものである。

本研究は、平成 18 年 11 月から平成 19 年 3 月に実施されたものである。金融庁内に
有識者からなる研究会を設けるとともに、日本貿易振興機構アジア経済研究所に研究の実施・運営を委託する形で行われた（次ページ実施体制リスト参照）。また、国内での資料・情報の収集とその分析作業を行うとともに、対象国すべてについて現地調査を実施した。

本研究の実施にあたっては、執筆を担当いただいた金融庁研究会および国別研究班の各委員に対し深く感謝申し上げます。また、研究会において貴重なご示唆をいただいた研究協力者の方々、とりわけ現地調査の際に快くインタビューに応じてくださった各国当局、大学関係者、金融機関等の方々に改めて謝意を表したい。

本報告書の内容が、今後の競争政策と金融セクターに関する研究の進展ならびに、我が国のアジアとの国際協力、当局間の連携や技術支援業務の参考として活用されることを期待してやまない。

平成 19 年 3 月 31 日
編者

研究実施体制

◆金融庁有識者研究会

小塚莊一郎	(上智大学法科大学院教授)	座長
弥永真生	(筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授)	
楠 茂樹	(京都産業大学法学部講師)	
知原信良	(金融庁国際担当参事官)	
横井眞美子	(金融庁金融研究研修センター研究官)	

◆国別研究班 (アジア経済研究所研究会)

田澤元章	(名城大学法学部教授)	担当	インドネシア
金子由芳	(神戸大学大学院国際協力研究科教授)	担当	ベトナム
川名 剛	(早稲田大学 21 世紀 COE 《企業法制と法創造》総合研究所研究員)	担当	インド
徐 熙錫	(一橋大学法学研究科博士課程)	担当	韓国
今泉慎也	(アジア経済研究所)	担当	総括、タイ
柏原千英	(アジア経済研究所)	担当	フィリピン
中川利香	(アジア経済研究所)	担当	マレーシア

◆事務局・編集

今泉慎也	(アジア経済研究所)
横井眞美子	(金融庁金融研究研修センター研究官)
岩間 望	(金融庁総務企画局国際室課長補佐)

要約

昨今、欧米やわが国においては、金融業の規制が市場原理と矛盾するものではないという考え方が浸透しつつある。背景には最近の金融技術と情報通信技術の発展により、規制が容易に乗り越えられてしまうことが現実化していること、その一方で規制および監督のあり方自体も、行政指導が多用される監督手法から、金融機関の経営に対し、市場の規律が働く枠組みを盛り込むなど市場原理を組み込んだモデルが蓄積されてきていることなどが挙げられる。その結果として、金融業においても競争法の適用や競争促進的な金融規制の設計に問題の焦点が移りつつある。象徴的な現象としては、金融機関の合併審査においても、金融監督当局がもっぱらその当否を判断する体制から、競争当局との間で審査判断の調整や判断基準の共有が図られる体制へと移行してきたことが挙げられよう。

本研究の目的は、このような展開を念頭に、欧米やわが国ほどには金融業が成熟していないアジア諸国において、金融制度がどの程度市場原理を取り入れたものとなっているか現状を把握するとともに、各国の現状を踏まえ、金融制度と市場原理の理論的な関係について再検討することである。

プルーデンシャル規制監督と競争政策

国際的な傾向としては、主に個別金融機関のバランスシートの分析が中心的であった従来のプルーデンシャル規制から、金融機関自身のリスク管理能力を中心とした内部管理機能を向上し自主的な管理を促進する、また利害関係者からの監視や市場規律を利用する手法に重心がおかれつつある。規制緩和により競争が活発化した金融セクターにおいては、市場型の規制体系やそれに対応できる監督体制・手法が整備されていることが求められる。このため、規制の透明性と予測可能性を向上させる早期是正措置や、金融機関の経営陣に個人責任を課すもの、市場の失敗を修正するうえでの情報開示制度の充実、金融機関の内部統制制度の充実などがプルーデンシャル規制監督上の重要な要素となってきた。

アジアにおいてプルーデンシャル規制と競争政策の関係が問われる重要な局面は、金融サービス自由化交渉の基本となる、外資系金融機関への市場開放にかかる合意である

GATS である。GATS においては、プルーデンシャル規制と競争政策との関連において「プルーデンシャル・カーブアウト」として、国内のプルーデンシャルな配慮による措置をとることが可能とされているが、その内容については、先進各国では、国際基準策定機関によるスタンダードをプルーデンシャルとしてとらえる傾向が強いのに対し、アジアを含む途上国においては、その解釈は各国に任せられるべきとする傾向があるなど、今後とも論点・争点となる可能性が高い。

ここに言うプルーデンシャル規制に含まれる手続きの範囲については、金融システム安定上の問題か個別金融機関の健全性に関する問題か、予防策を含むのか問題解決策にとどめるべきなのか等、コンセンサスがなない。アジアにおいては、地場銀行を一定数維持することをプルーデンシャル規制によって正当化する主張を展開する国も多く、市場規律を重視するという前述の国際的な考え方と衝突しうる関係となっている。

GATS における、数量規制およびエコノミックニーズテスト（経済的必要性テスト）の禁止は、金融市場において免許要件を満たしさえすれば参入が可能であることを意味するため、競争政策上は重要な点である。しかし、明示的な需給調整条項が撤廃されても、前述のとおり自国基準によるプルーデンシャル規制を根拠に免許を発行しない形で実質的にエコノミックニーズを考慮する可能性は残されている。予測可能であり、国民経済的に回避することを必要と考えられる金融システム不安や消費者等への負担を防止するためであれば、次善の策として競争制限的かつ規制コストを伴うものであっても規制を許容するというのが現状の GATS の合意内容となっているため、市場による規律は必ずしも貫徹されないのである。

競争法制と金融セクターのかかわり

競争法が金融セクターに適用される法的構造としては、①金融セクターが直面している競争、取引の「制度上の制約」、競争法あるいは金融にかかわる法令における「適用除外規定」の有無（法令順守のためになされる競争制限行為、関係省庁の判断による適用除外を含む）があげられる。さらに、適用除外規定がない場合も、そもそも競争法がどのような観点から何を違反として取り扱おうとしているのか、という根本に関連する③違反要件該当性の認定のされ方により、金融セクターにおける競争制限行為の競争法上の取り扱いに違いが生じるものと考えられる。また、競争法違反の要件を満たした場合においても、企業結合に典型的に見られるように、実際の運用次第では、競争法の対象外となることがあ

りうる。例えば、銀行の合併は、金融監督当局の認可事項であるとともに競争法上の企業結合規制の対象であろうが、競争当局と金融監督当局の見解が異なる場合に、金融監督当局が最終的に判断の権限を持つ、という制度になっているとすれば、結果的には競争法の埒外となることがありうる。

アジアの金融法制、金融セクターの概況と競争政策に関する論点

アジア諸国は1997年のアジア金融危機を経て、その影響の多寡にかかわらず金融機関の健全性を維持することの意義を再認識したと考えられ、金融セクターや資本市場の発展のビジョンをまとめたマスタープランを発表した国が当面の危機処理終了後に相次ぎ、そのプランに沿って金融セクターの改革が進められている。金融危機後の非常事態をひとまず脱したこともあり、現在の政策スタンスは、必ずしも自由化の実現のみを目標とするものとはなっていない

その結果として、アジア金融危機により財務内容が悪化した銀行の整理という形での統合に加え、危機後の将来的な金融セクターの競争力強化を意識した、政府主導による金融機関の統合が進められている傾向が見られる。もうひとつの流れとしては、中国やベトナムを典型とする、危機以前からの国際的な金融サービス自由化交渉の進展に伴い、自国の市場の開放を進める一方で国内の金融制度の改革に取り組み始めたケースがあり、その一環としてプルーデンシャル規制監督の質的向上が図られている。金融機関の国有化という社会主義的な経済政策からの脱皮を進めているという意味では、インドやインドネシアの金融規制にも、これと共通する点がある。

ところで、我が国以外のアジア諸国は、韓国を例外として競争法制を整備したばかりであるか、現在整備中のところが多く、競争法の適用事例自体が一件もない国が少なくない。そうした事情もあって、アジアの現状を見る限り、今のところ、金融セクターは、競争法上特に重視している分野ではなく、「競争法制の金融セクターに適用される条件」といった初歩的な段階の問題を議論することが当面の課題と考えられる。競争法制の歴史と運用実績が相対的には中では比較的厚いといえるインドネシア、韓国においては、適用除外の対象として「法律・規則（命令）に従う行為」が競争法上挙げられているが、その解釈がどこまで広がるかは定かではない。また、企業結合についても金融監督当局と競争当局の関係が明確でない。このような現状ではあるが、スピードの差こそあれ、金融セクターの規制緩和、自由化の潮流はアジアにも及んでおり、その流れの中で競争法制が今後クローズア

ップされていくものと考えられる。

アジア諸国においては、外国銀行の進出に一定の規制があり、それが比較的強いものが多い。現地法人の設立を規制し支店を認可するもの、支店形態を規制し現地法人を許可するもの、地場金融機関の株式の取得制限を課すものなど、進出形態に関する規制の面では多様性が大きい。また、店舗規制、リテールを中心としたサービス規制、また ATM 網や預金保険への参加の可否により間接的に外国銀行のリテール業務展開を困難とするものなどの存在も確認されている。もっとも、支店形態での進出に際しての持込資本金規制やその持ち込み資本金をベースとした大口融資規制等はあるものの、コーポレート業務については規制が比較的緩やかである。

以上のような政策に見られるとおり、アジア諸国においては、金融サービス自由化、すなわち外資系の金融機関に対する金融セクターの市場開放が警戒感を持って受け止められている場合が少なくないが、そのような考え方の背後には、「商業銀行業務」という市場が考えられているのではないかと考えられる。しかし、アジアに進出している欧米の外国銀行は収益性の高い多国籍企業向けの業務や富裕層向け業務などを中心に業務を展開していると考えられ、外国資本と地場の銀行との競争が発生する可能性がある市場は極めて限られている。その意味では、むしろ、収益性の高い業務を外資系機関に占有される、という自由競争の下での「クリーム・スキミング」が問題の本質であるということになる。しかし、この点についてどの程度アジア各国の当局が意識した上で政策を策定しているかについては疑念が残る。また、クリーム・スキミングの対極には、例えば、競争が激化し地場銀行が弱体化して退出を余儀なくされるような場合に、一般的には地場銀行がカバーしている、収益性は低いが社会的・政治的に重要な農村・中小企業・低所得者への金融サービスの提供の提供に不十分な面が発生しうる、という問題設定がありえる。この点については、「金融機関の社会的責任」や「市場の失敗」という観点からの対応が、制度上の問題として、とられている国が多い。しかし、そうした金融サービスをも市場原理による開拓にゆだねるという考え方もあり得るところであり、実務的には、マイクロファイナンスやイスラム金融のビジネス化などが現に始まっている。

アジア諸国の金融セクターの競争に関連するもう一つの特徴的な状況としては、公的部門による銀行所有率の高さが指摘できる。国有銀行として経営されているケース、民間商業銀行の株式を政府が大量保有するケース、さらにはアジア金融危機などで経営が大幅に悪化した問題銀行の破たん処理の一環として一時国有化されているケースなどが主な類型である。これらの銀行においては、信用リスクにもとづく与信管理の不備による財務体質や、政策意図と健全な銀行経営が必ずしも一致しないことに起因する企業統治上の問題が

指摘されている。また、金融セクターの競争という観点からは、市場占有率の高さによる「優先的地位」を国有銀行が持つことの問題点や、政府所有株式の放出に伴って外資を含む参入の可能性が生ずることへの対応などが論点となることが想定される。

要約すれば、アジア諸国においては、自国の金融業のあり方について当局の政策的な関与が大きく、基本的な政策ビジョンに示される政策スタンスの建前は規制緩和ないし、競争促進に向けられているものの、自国の金融業の競争力強化を目指すことが当面の政策目標とされていることが特徴的である。また、競争法を運用してきた経験の乏しさが、「競争」や「競争政策」に対する考え方に影響を与えているとも考えられる。こうした背景もあり、政策スタンスの設定に際して、どのような市場における競争が意識されているのかがあまり明確ではない。さらに、自国の金融業の競争力強化策の背景には、競争の導入が既存の金融機関に与えるインパクトを調整するという意図もみられる。これらを総合すれば、改革の実効性と競争の導入による既存金融機関へのインパクトの調整に要する時間の長さなどがアジアにおける金融セクターの競争的環境を決定していくものと考えられる。これらの点は、今後とも注視されていくべきであろう。

目次

はしがき	i
要約	iii
目次	ix
図表一覧	xix
略語表	xxi

第 I 部 総論

第 1 章 総括

小塚荘一郎・横井眞美子 1

第 1 節 本研究の問題意識	1
第 2 節 銀行と競争政策に関連する理論的構成	3
1. 銀行の特殊性について	3
2. プルーデシヤル規制とは	4
3. 競争政策とは	5
(1) 競争政策の意義・目的	6
(2) 競争政策と消費者保護	6
4. 競争と金融安定の関係性	6
第 3 節 先進国の競争政策を巡る動き	8
1. 参入・退出規制	9
2. 店舗規制	10
3. 業際規制・金融持株会社	11
4. 金融機関の合併審査	13
第 4 節 アジア各国の政策スタンス	14

第 2 章 アジアの金融法制—金融自由化の新たな局面へ

今泉慎也 21

はじめに	21
第 1 節 アジア金融業の概況	22
1. アジア金融業の概況	22
2. 1990 年代の金融自由化と経済危機	24
3. 金融自由化の新たな局面へ	25
第 2 節 競争的環境の整備	28
1. 均一な競争条件 (a level playing field)	28
2. 外資規制	29
3. 国有銀行	30
4. 競争法の金融セクターへの適用可能性	31
5. 企業グループ	33
第 3 節 金融機関の合併政策と競争力強化	33
1. 経営基盤の強化策としての金融機関の合併	33
2. 退出規制と破綻処理	34
第 4 節 金融規制・監督	35
1. 金融監督機関：分散型と統合型	35
2. 地方政府との関係	36
3. 規制手法の変化	36

第5節	消費者保護と預金保険	38
1.	アジア諸国における消費者保護	38
2.	金融分野における消費者保護	40
	(1) 金融教育(消費者教育)	41
	(2) 預金保険	41
	(3) 紛争処理制度	43
第6節	残された課題	44

第3章 金融法制と競争政策に関する理論的枠組

小塚莊一郎 49

第1節	銀行間の競争が行われる市場	49
1.	銀行業における主要な「市場」	49
2.	クリーム・スキミング	50
3.	「社会的責任」論	51
第2節	金融制度における市場	52
1.	仕切られた市場	52
2.	機能に着目した規制	53
第3節	競争法・競争政策の定着度	54
1.	競争法の存否と運用	54
2.	市場画定という発想	55
3.	優越的地位の濫用	55
4.	銀行間における競争の効果	56

第4章 外銀規制と競争政策

弥永真生 59

第1節	外国銀行の現地法人の設立を認めるか／要求するか	62
第2節	外国銀行の支店	62
1.	店舗規制	62
2.	提供することができるサービス(とりわけ、リテール業務)の規制	63
3.	ATM網への参加	63
4.	預金保険への加入の可否と規制に対する評価	64
5.	持込資本規制	64
第3節	外国銀行の現地法人	65
1.	店舗規制	65
2.	提供することができるサービス(とりわけ、リテール業務)の規制	65
3.	ATM網への参加	65
第4節	コーポレート業務関連の規制	66
第5節	外国資本による地場金融機関の株式の取得制限	67
第6節	事実上の参入障壁	68
第7節	競争と金融機関の健全性	69
第8節	外国銀行による市場の独占に対する懸念	70
第9節	素朴な level playing field 論	70

第5章 アジア各国の競争法制と金融セクターへのかかわり	楠 茂樹	75
はじめに		75
第1節 問題設定		77
1. 競争法制の射程：一般論		77
(1) 競争の余地、取引の自由の制度上の余地		77
(2) 適用可能性の形式面：適用除外		78
(3) 適用可能性の実質面：競争の実質的制限、公共の利益、競争法の目的論		79
(4) 所轄官庁（の調整）		81
2. 競争法制が金融セクターにかかわる場面		83
(1) 手数料カルテル、市場分割		83
(2) 競争制限的な排除行為		83
(3) 不公正取引		83
(4) 企業結合		83
第2節 アジア各国の競争法制概要と金融セクター		84
1. 総説		84
2. 考察のサンプルとしてのインドネシアと大韓民国		84
(1) インドネシア		84
(2) 大韓民国		86
3. アジア各国の競争法制と金融セクターへのかかわり		88
(1) 競争法適用の現況		88
(2) 金融危機と競争法		88
(3) 競争法適用条件の充足		89
第3節 まとめと課題		90
第6章 プルーデンシャル規制と競争政策の関連性	横井眞美子	95
はじめに		95
第1節 プルーデンシャル規制と競争政策（理論的問題）		96
1. 監督手法の変遷		96
2. 早期是正措置		98
3. 個人責任		99
4. バーゼル合意のコンプライアンス過程		100
第2節 銀行合併の要件、当局		102
第3節 銀行監督当局の裁量		105
1. 競争政策と政府		105
2. 行政指導と銀行監督		
第4節 アジア諸国の政策スタンスとプルーデンシャル規制の関係		108
1. 銀行の健全化過程		109
2. プルーデンシャル規制に対する取組みの動向		110
第5節 競争政策と貿易自由化の関連		113
1. GATS—金融サービス合意の枠組み		113
2. 金融サービス自由化の論点— Prudential Carve-out		114
3. GATS 合意が国内の競争政策に及ぼす影響		115
第6節 銀行の統合と Too big to fail		116

第7章 国有銀行とその影響—コーポレート・ガバナンスへの影響	
	横井眞美子 123
はじめに	123
第1節 政府株式保有によるコーポレート・ガバナンス・銀行経営への影響	123
1. 国有銀行・政府系銀行の背景	123
2. 国有銀行に対する一般的な批判	126
3. 国有銀行の企業統治	127
4. 国有銀行の民営化	129
第2節 アジア諸国における金融機関の政府保有の実態	130
第3節 結語：政府保有銀行のプレゼンスが競争政策へ及ぼす影響	132

第II部 国別編

第8章 中国	
	周仲飛・陳文君 139
第1節 金融システムの構造と競争政策枠組みの概要	139
1. 金融システムの概要	139
(1) 金融機関の種類と数	139
(2) 規制・監督の枠組み	141
2. 競争政策の枠組み	142
(1) 参入障壁	142
(2) 構造規制	147
(3) 銀行合併規制	150
(4) 問題銀行処理手続き	151
第2節 金融部門における競争の制限の背景	153
1. 制限の背景の歴史	153
(1) 競争のない期間	153
(2) 限定的競争の期間	153
2. 競争を制限する特別法	153
(1) 国内銀行の業務範囲の制限	153
(2) 金利制限	154
(3) サービス価格の制限	154
(4) 支店設立の制限	154
(5) 外資銀行の業務と外国銀行支店の制限	154
3. 規制当局による競争制限	154
第3節 金融改革の背景	155
1. 改革の目的・原理、競争に対する影響	155
(1) 改革の原理と目的	155
(2) 競争への影響	155
2. 改革の内容	155
(1) 国有銀行の会社化	155
(2) 信用リスクと不良債権処理	156
(3) 支店の設置と金利規制の緩和	157
(4) 金融機関の相互乗入れの許可	158
(5) 外国金融機関の参入障壁の緩和と参入	159
(6) 地理的・産業別信用の改定	159
(7) 金融商品開発を高めるシステム	160
(8) 情報開示システム	160

(9) 迅速な改善計画と問題行処理スキーム	161
(10) 合併規制	162
3. Basel II の実施	162
第4節 消費者保護策の概観	164
1. 消費者保護強化を目指した改革	164
2. 特別措置	165
(1) 預金保険制度	165
(2) 情報開示	165
(3) 資本規制	165
(4) 消費者教育	166
第5節 金融部門における競争政策の概要	166
1. 競争環境の改善見通し	166
2. 市場参入・退出の障壁撤廃	167
(1) 市場参入の概要	167
(2) 金融市場からの退出に関する概観	168
第6節 結論	168

第9章 韓国

楠茂樹・徐熙錫 171

第1節 金融セクターにおける産業構造と競争状況	171
1. 金融危機への対応	171
2. 銀行部門の改革	172
3. 非銀行部門の改革	174
4. 現在進行形の改革としての金融統合法制	174
第2節 競争環境整備にかかわる金融法制の概要（銀行法を中心に）	176
1. 金融監督の体系（監督機関の一元化のプロセス）	176
(1) 概観	176
(2) 統合監督機構誕生の背景	176
(3) 監督機構相互間・他の部署との関係	177
2. 銀行法の概要	179
(1) 参入・銀行所有規制の体系	179
(2) 行為規制（不公正取引行為の規制）	180
(3) 健全性規制	181
(4) 銀行経営の効率化—自律性の拡大（規制緩和）	182
3. 預金者等の保護	184
(1) 銀行法上の預金者保護	184
(2) 預金保険制度	184
(3) 金融紛争調停委員会制度	185
第3節 競争法制の概要と金融セクターとのかかわり	185
1. 韓国独禁法（独占規制及び公正取引〔去来〕法）の制定とその後の経過	185
2. 基本的内容	187
(1) 市場支配的地位の濫用規制	187
(2) 企業結合の制限および経済力集中の規制	188
(3) 不当な共同行為の制限	190
(4) 不公正取引行為の禁止	190
3. 金融セクターとのかかわり	191
(1) 独禁法上の規律	191
(2) 金融危機とのかかわり	192

(3) 企業結合の審査プロセス	193
(4) 具体的ケースの紹介	194
第10章 インドネシア	
	田澤元章
	199
はじめに	199
第1節 金融セクターの概況	200
1. 金融セクターの特徴	200
2. 銀行の種類・数	203
3. 金融監督制度	204
(1) 銀行の監督機関	204
(2) 資本市場および保険業の監督機関	205
第2節 競争法制と金融セクター	206
1. インドネシア競争法の概要	206
(1) 競争法の制定	206
(2) 競争法の規制の概要	206
(3) 所管機関	207
2. 金融セクターに対する競争法の適用可能性	208
(1) 金融セクターに対する競争法の一般的な適用可能性	208
(2) 金融セクターの対する競争法の適用事例	208
(3) 金融セクターの競争政策とその監督者との関係	208
第3節 アジア金融危機後の銀行法制改革	210
1. 1998年銀行法の成立まで	210
(1) 第一次金融自由化前まで	210
(2) 1983年第一次金融自由化	211
(3) 1988年第二次金融自由化	213
(4) 1992年銀行法制定からアジア金融危機前まで	215
(5) 1998年銀行法の制定	217
2. 参入規制の体系	218
(1) 参入規制	218
(2) 出店・店舗規制	221
3. 行為・業態規制の体系	222
(1) 金利規制	222
(2) 兼業規制・業務範囲規制	222
(3) 金融持株会社の構成制度	223
(4) 地域規制	224
(5) 商品の販売許可が承認制か届出制か	224
(6) 特定産業・地域への融資の政府からの割当て	224
4. 金融機関結合政策	225
(1) 銀行合併・買収規則	225
(2) 中銀の要請による合併・買収	226
(3) 承認の際の考慮要素	226
(4) 公正競争への配慮	226
(5) 20%シェア規制	227
第4節 金融セクター競争促進に向けた規制緩和と施策—2004年以降	227
1. 制度改革の背景と競争政策に対する影響力	227
(1) 銀行部門再編強化構想—API	227
(2) 競争政策に対する影響力	230

2. 制度改革の内容とその目的	231
(1) 銀行統合達成の手段としての最低自己資本 (Tier1) 制度の導入	231
(2) PAKTO2006	234
(3) 合併・統合へのインセンティブの付与	236
(4) 銀行の合併・買収の動向	236
3. 退出規制および銀行倒産処理策の時系列化・明確化	239
(1) アジア金融危機にからの示唆	239
(2) 1998年銀行法の規定	240
(3) 不健全銀行の早期是正監視から破綻銀行の処理までの概要	240
(4) 集中監督と特別監視体制	241
(5) 特別監視銀行の破綻による銀行システムへの影響の有無	244
(6) 預金保険公社による破綻銀行の救済処理と清算	245
第5節 消費者保護の概要	247
1. 制度改革による消費者保護策の強化	247
2. 預金保険制度	247
3. 苦情処理制度	249
4. 銀行調停制度	249
5. 金融商品内容の透明性	250
第6節 金融業の競争に対する今後の見通し	251
1. 競争を促す方向性にあるか	251
2. 市場への参入・市場からの退出の自由化もしくは阻害要因	251
3. 残された課題	253

第11章 マレーシア

中川利香 259

はじめに	259
第1節 金融システム概観	259
第2節 基本的な規制内容—2000年までの状況—	263
1. 参入および店舗規制	263
2. 金利規制	264
3. 兼業規制・業務範囲規制	265
4. 特定産業への信用割り当て	265
5. 銀行の合併	265
6. プルーデンシャル策	266
(1) 国際基準の適用	266
(2) 情報開示	266
(3) 同一顧客に対する貸出上限規制	266
第3節 金融セクターの競争促進に向けた規制緩和—2001年以降—	267
1. 参入および店舗規制	268
2. 金利規制	269
3. 兼業規制・業務範囲規制	269
4. プルーデンシャル策	271
5. 銀行倒産処理策	272
6. その他特筆すべき点	273
第4節 消費者保護の概要	273
1. 消費者金融教育	273
2. 調停機関の設立	273
3. 預金保険制度の導入	273

4. 債務カウンセリング機関の設立	276
むすび—金融セクターの競争に関する今後の見通し—	277

第12章 フィリピン

柏原千英 281

第1節 金融制度の概要と規制体系の枠組み	281
1. 金融制度の概要	281
(1) 銀行部門	282
(2) 証券部門	282
(3) 保険部門	285
2. 行為・実態・参入規制	285
3. 銀行救済（緊急支援）策	286
第2節 包括的競争法案および金融関連競争促進法案整備の現状	289
1. 各法案の現状	289
2. 金融監督機関と競争政策の有無、改革の現状	289
(1) 銀行部門	292
(2) 証券部門	293
(3) 保険部門	295
(4) 監督機関を横断する改革	296
(5) 「金融庁」への監督機関統合論	298
第3節 フィリピン金融部門の停滞の原因と課題	298
1. 市場整備・拡大が停滞する原因	298
(1) マクロ経済要因	298
(2) 金融部門要因	298
(3) 政治的要因	300
(4) 司法制度要因	300

第13章 タイ

今泉慎也

はじめに	305
第1節 金融セクターの概況	306
1. 金融機関の種類	306
(1) 商業銀行	307
(2) 金融会社	316
(3) ノン・バンクその他の機関	316
(4) 証券業	317
(5) 保険業	317
(6) 金融業法案	318
2. 金融監督機関	318
第2節 金融セクターと競争法制	319
1. 競争法制の概要	319
2. 金融セクターとの関係	321
第3節 銀行に関する規制体系と競争	322
1. 参入規制の体系	322
(1) 総説	322
(2) 出店・店舗に関する規制	323

(3) 外資規制	323
2. 行為・業態規制の体系	324
(1) 金利規制	324
(2) 兼業規制・業務範囲規制	324
(3) 貸出先等の規制（地域・産業）	325
(4) 健全性基準	325
(5) 金融機関の結合	325
3. 国際基準への対応	326
第4節 金融機関の破綻と不良債権処理	326
1. FIDF	327
2. 不良債権処理の枠組み	327
(1) 倒産法制改革と CDRAC	327
(2) タイ資産管理公社（TAMC）	328
(3) 資産管理会社	328
第5節 金融セクターと消費者保護	329
1. 金融セクターにおける消費者保護	329
2. 消費者保護に関する一般的な枠組み	329
第6節 金融業の競争に対する今後の見通し	330

第14章 ベトナム

金子由芳 333

はじめに	333
第1節 ベトナム金融セクター概観	334
1. 金融システムの推移	334
2. 金融競争状況の変化	335
(1) 民間企業セクターの牽引する金融競争	335
(2) 金融自由化コミットメント	336
3. 金融監督行政の役割	337
第2節 従来の金融セクターの規制内容	338
1. 参入規制の体系	338
2. 行為・業態規制の体系	339
(1) 店舗規制	339
(2) 金利規制	339
(3) 業際規制	339
(4) 行為規制	339
3. バランスシート規制	340
4. 総括	340
第3節 金融セクター改革の動向	340
1. 制度改革の基本方針	340
2. 金融セクターの構造改革	341
(1) 商業銀行の再編計画	341
(2) 参入規制・外資規制の緩和	342
(3) 政策ローンの見直し	343
(4) 商業銀行倒産方針	343
(5) 競争法導入による銀行の企業結合規制の見通し	344
3. プルーデンシャル規制の内容変化	344
4. 情報開示制度	346
第4節 競争法の概要と金融セクターへの適用見通し	346

1. 2004年競争法の概要	346
2. 競争法の金融セクターへの適用のありかた	348
第5節 消費者保護	349
第6節 結語	349

第15章 インド

	川名剛	351
はじめに		351
第1節 インドの経済政策の展開と概況		351
第2節 インドの金融制度		354
1. 金融制度の概要		354
(1) 金融機関構成		354
(2) 監督体制		361
2. 競争政策と関連する制度		363
(1) 参入規制体系		363
(2) 行為規制体系		368
(3) 企業結合		371
(4) 破綻処理		373
第3節 金融セクターの規制緩和と競争法		374
1. 競争政策と競争法の概要		374
2. 金融セクターとの関連		375
第4節 競争政策と金融セクターにおける消費者保護		377
1. 規制緩和と消費者保護法		377
2. 金融機関に対する苦情処理のための制度		377
3. 預金者保護制度		378
第5節 結語		380

〔図表一覧〕

図

第6章	図1	競争政策発展に伴う銀行監督、金融開放、合併審査	107
	図2	アジアの金融セクターの規制緩和・競争政策発達フローチャート	112
第8章	図1	金融監督当局の構造	141
	図2	国有銀行のシェア	144
第11章	図1	マレーシアの金融システム	261
第12章	図1	金融部門の監督構造	283
第13章	図1	マスタープラン以降の商業銀行の種類	311
第15章	図1	State Bank of India の主なグループ企業構成	373

表

第2章	表1	金融市場の構造（対GDP比：1995・2005年）	23
	表2	金融セクターに関するマスタープラン	26
	表3	マスタープランの主な項目	27
	表4	競争法の制定状況	32
	表5	消費者保護法の制定状況	40
	表6	アジア諸国の預金保険制度の現状	42
	表7	銀行部門に関係する紛争処理機関	43
	表8	アジアの規制緩和（競争政策）に関して	
第4章	表1	外銀規制の比較	73
第6章	表1	銀行の政府株式保有状況	133
第8章	表1	金融機関の種類と数	140
	表2	最低登録資本	143
	表3	外資銀行の業務範囲	146
	表4	国有商業銀行（SOCBs）の株式保有構造改革	156
	表5	株式改革の結果（2006年末）	156
第10章	表1	金融セクターの構造	201
	表2	国有銀行の銀行部門総資産に占めるシェア（1981-2003）	202
	表3	銀行部門における規制方針の変遷	212
	表4	各銀行群の銀行数と支店数（1981-2003）	214
	表5	1959年～1994年 銀行部門の規制に関する年表	216
	表6	1990-98年銀行スキャンダルと問題金額	217
	表7	インドネシア銀行上位10行	229
	表8	APIの構想する銀行部門再編後の銀行の規模・資本・数	232
	表9	最近のインドネシア国内銀行の外国銀行による買収および買収検討事例	239
第11章	表1	銀行リスト	262
	表2	ベース貸出金利の算出方法	264
	表3	金融セクター・マスタープラン進捗状況（2005年12月現在）	270
	表4	金融調停局の概要	274
	表5	預金保険制度の概要	275
	表6	債務カウンセリング機構の概要	276

第 12 章	表 1	銀行・証券・保険部門における被監督機関数	284
	表 2	金融機関への自己資本に対する出資制限	287
	表 3	貸出規制	287
	表 4	PDIC による清算および管財金融機関数 (2006 年 4 月 17 日時点)	288
	表 5	銀行本支店数の推移 (各年末)	288
	表 6	包括的競争法案の現状 (2007 年 1 月 4 日現在)	290
	表 7	主な金融部門改革および関連法案の現状 (2007 年 1 月 4 日現在)	290
	表 8	RA No. 08791 による外資系金融機関の買収 (2006 年末時点)	293
	表 9	Blueprint の目標と主な行動計画	294
	表 10	銀行部門クレジットカード (CC) 債権と支払延滞率 (各年末、10 億ペソ)	297
第 13 章	表 1	タイの金融機関 (種類・監督機関・根拠法)	307
	表 2	BOT 監督下の金融機関数の変化	308
	表 3	金融セクター・マスタープラン (2004 年) の概要	309
	表 4	タイの商業銀行 (2007 年 3 月)	313
	表 5	商業銀行の預金額等	314
	表 6	上場商業銀行の主要株主	315
第 14 章	表 1	ベトナム金融セクター参入規制の根拠法規	338
第 15 章	表 1	ナラシムハム委員会の主な銀行改革案	353
	表 2	インドの金融機関の構成	355
	表 3	公的銀行部門の主な財務データ	356
	表 4	主要民間銀行の財務データ	359
	表 5	インドの商業銀行店舗数	365
	表 6	主な銀行合併事例	372

略語表

ABS	Asset backed securities 資産担保証券
ADB	Asian Development Bank アジア開発銀行
ADR	Alternative Dispute Resolution 代替的(裁判外)紛争処理
API	Aristektur Perbankan Indonesia インドネシア金融アーキテクチュア
BAPEPAM	Badan Pengawas Pasar Modal Lembaga Keuangan: Bapepam-LK (インドネシア)資本市場監督庁
BFS	Board for Financial Supervision (インド)金融監督委員会
BHC	Bank Holding Company 銀行持株会社
BI	Bank Indonesia インドネシア銀行
BIBF	Bangkok International Banking Facilities (→タイ)
BIR	Bureau of Internal Revenue (フィリピン)内国歳入庁
BIS	Bank for International Settlement 国際決済銀行
BOC	Bank of China 中国銀行
BOT	Bank of Thailand タイ銀行(中銀)
BSB	Bangko Sentral ng Pilipinas フィリピン中央銀行
BSE	Bombay Stock Exchange ボンベイ証券取引所
CAMEL	Capital, Asset, Management, Earning and Liquidity
CAR	Capital Adequacy Ratio 自己資本比率
CBP	Central Bank of the Philippines フィリピン中央銀行
CCB	China Construction Bank 中国建設銀行
CCI	Competition Commission of India インド競争委員会
CDRAC	Corporate Debt Restructuring Advisory Committee (タイ)企業債務再構築諮問委員会
CSIS	Center for Strategic and International Studies (インドネシア)戦略国際研究センター
DBS	Department of Banking Supervision (インド準備銀行)銀行監督局
DICGC	Deposit Insurance and Credit Guarantee Corporation (インド)預金保険信用保証公社
DNBS	Department of Non-Banking Supervision (インド準備銀行)ノンバンク監督局
DOSRI	Directors, Officers, Stockholders, and Related Interests of the bank (→フィリピン)
EC	European Community 欧州共同体
ECAIs	External Credit Assessment Institutions (ECAIs) 外部信用評価機関
EU	European Union 欧州連合
FCMS	Financial Conglomerate Monitoring System (インド)金融コングロマリット監視システム
FDIC	Federal Deposit Insurance Corporation (アメリカ)連邦預金保険公社
FID	Financial Institutions Division (インド準備銀行)金融機関監督部
FII	Foreign institutional investors 外国機関投資家
FINL	Foreign Investment Negative List 外国投資ネガティブリスト (フィリピン)
FPO	Fiscal Policy Office (タイ財務省)財政経済局
FSA	Financial Services Authority (イギリス)金融庁
FSA	Financial Services Agency (日本)金融庁
FSAP	Financial Sector Assessment Programme 金融セクター評価プログラム
GATS	General Agreement on Trade in Services サービスの貿易に関する一般協定
GIC	General Insurance Corporation of India インド総合保険公社
GITIC	Guangdong International Trust and Investment Corporation 広東国際信託投資公司
GWB	Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen (Kartellgesetz) ドイツ競争制限禁止法
IBRA	Indonesian Bank Restructuring Agency インドネシア銀行再建庁
IC	Insurance Commission (フィリピン)保険委員会
ICBC	Industrial and Commercial Bank of China 中国工商銀行
ICICI	Industrial Credit and Investment Corporation of India インド産業信用投資公社
ICN	International Competition Network

IDB	Industrial Development Bank of India	インド産業開発銀行
IDIC	Indonesian Deposit Insurance Corporation	インドネシア預金保険公社
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
IPO	initial public offering	株式公開
IRB	Internal Rating Based (Approach)	内部格付け手法
IRDA	Insurance Regulatory and Development Authority	(インド)保険規制開発庁
JFTC	Japan Fair Trade Commission	(日本)公正取引委員会
KPPU	<i>Komisi Pengawas Persaingan Usaha</i>	インドネシア事業競争監督委員会
KAMCO	Korea Asset Management Corporation	韓国資産管理公社
LIC	Life Insurance Corporation of India	インド生命保険公社
LLL	Legal Lending Limit	法的貸出限度
MOA	Memorandum of Agreement	協力協定(→フィリピン)
MOU	Memorandum of Understanding	
NABARD	National Bank for Agriculture and Rural Development	(インド)全国農業農村開発銀行
NBC	Net Bank Credit	正味銀行与信
NEDA	National Economic and Development Agency	(フィリピン)国家経済開発庁
NOP	Net Open Position	
NSE	National Stock Exchange	(インド)ナショナル証券取引所
NYSE	New York Stock Exchange	ニューヨーク証券取引所
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
OFT	Office of Fair Trading	(イギリス)公正貿易庁
OJK	Otorita Jasa Keuangan	(インドネシア)金融サービス庁
P & A	purchase & assumption	問題行の合併による処理
PDIC	Philippine Deposit Insurance Corporation	フィリピン預金保険機構
PLR	Prime Lending Rate	プライム貸出レート
PPA	Perusahaan Pengelola Aset	(インドネシア)国有銀行資産管理会社
RBI	Reserve Bank of India	インド準備銀行
RIDF	Rural Infrastructure Development Fund	(インド)農業インフラ開発基金
ROA	return on asset	総資産利益率
ROE	return on equity	株主資本利益率
ROSC	Reports on the Observance of Standards and Codes	国際基準適用評価
SBI	State Bank of India	インド・ステート銀行
SEC	Securities Exchange Commission	証券取引委員会
SET	Stock Exchange of Thailand	タイ証券取引所
SFCs	State Financial Corporations	(インド)州金融公社
SIDBI	Small Industries Development Bank of India	インド小規模産業開発銀行
SOE	State Owned Enterprise	国有企業
SOX	Sarbanes-Oxley Act of 2002	
SPP	Single Presence Policy	(→インドネシア)
SRO	Self-Regulatory Organization	自主規制機構
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関
BIDV	Bank for Investment and Development of Vietnam	ベトナム投資開発銀行
PBC	People's Bank of China	中国人民銀行
CBRC	China Banking Regulatory Commission	中国銀行業監督管理委員会
CIRC	China Insurance Regulatory Commission	中国保険業監督管理委員会
CSRC	China Securities Regulatory Commission	中国証券業監督管理委員会
SHIBOR	Shanghai Interbank Offered Rate	上海銀行間出し手金利